

## 選挙啓発教材作成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する選挙啓発教材作成業務を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務名

選挙啓発教材作成業務

### 2 業務の目的

選挙は、県民が主権者として政治に参加する最も重要で基本的な機会である。しかし、近年の投票率は低迷しており、とりわけ20歳代を中心とした若年層の投票率が著しく低い水準にある。

このため、主に10代から30代の若年層の投票率向上を目的とした、選挙の啓発教材を作成する。

### 3 委託料

2, 1 2 3, 0 0 0円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和6（2024）年12月27日（金）までとする。

### 5 委託料の支払時期

事業完了検査後の精算払とする。

### 6 業務内容

(1) 県の指示に従い、若年層の投票率向上を目的とした選挙啓発に係る教材を作成すること。

作成する教材は主に「中高生を対象としたもの」と、主に「企業の若手従業員を対象としたもの」とすることとし、選挙になじみや関心がない若い世代が、自分たちの生活や社会にとって選挙が果たしている役割や、その大切さを感じられる内容とすること。

なお、教材の最終的な構成・内容については、企画提案内容を踏まえ、県と受託者で協議の上、決定する。

(2) (1)で、「中高生を対象としたもの」は、主として県が実施する「選挙出前講座」での利用を想定したものとすることとし、「企業の若手従業員を対象としたもの」は、「とちぎ選挙啓発サポーター」の加入企業・団体における研修等における利用を想定したものとすること。

※「選挙出前講座」とは、県選挙管理委員会職員が高校等へ出向き、選挙制度等についての理解を深め、投票への参加に結びつけることを目的とし、主権者教育に係る授業や生徒会役員選挙等に合わせ、選挙に関する講話や模擬選挙を行うもの

・参考URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k05/demaekouza.html>

※「とちぎ選挙啓発サポーター」とは、主体的に選挙啓発を支援する活動に取り組む企業・団体等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録し、県選挙管理委員会と連携協力しながら、選挙啓発を行うもの

・参考URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k05/supporter.html>

(3) 選挙啓発教材は、それぞれ下記のことを想定している。

ア 「選挙出前講座」で使用する教材

「動画＋テキスト（Microsoft PowerPoint）」の形式を基本とし、主に高校の授業（1コマ50分程度）で使用することを想定している。

なお、現在高校の選挙出前講座で使用しているテキストは下記URLから確認可能である。

・参考URL：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/senkyo/keihatu/demaekouzasiroyo.zip>

イ 「とちぎ選挙啓発サポーター」加入企業・団体の研修等において使用する教材  
社員各自がパソコン等から受講可能なものとして、eラーニング形式（動画＋設問）のものを想定している。

※上記ア及びイの教材の動画部分は、共通したものでも可能である。

※受託者は、仮編集時及び納品前の段階で、県の確認を受けるものとする。確認の結果、修正が生じた場合には、県の指示に従い、速やかに修正を行うこととする。

(4) その他、受託者の企画提案に基づくものの実施については、県と受託者で協議の上、決定する。

## 7 成果品

(1) 教材については、原則として、外付けHDD等に格納して納品すること。なお、動画部分については、Microsoft PowerPointやYouTubeにアップロード可能な形式に変換し、納品すること。

(2) (1)の納品方法によれない場合は、県と受託者で協議の上、納品方法を決定する。

## 8 留意事項

(1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 事業の成果は県に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(3) 受託者は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、委託業務を効率的に実施す

るために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ県の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

- (4) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。